

熊本市道路整備計画検討業務委託 基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. 本基本仕様書は、「熊本市道路整備計画検討業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 遵守事項

1. 本業務の遂行にあたっては、本基本仕様書によるほか、設計業務等共通仕様書（令和7年10月 熊本市）（以下、共通仕様書）等業務に関係する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。
2. 本基本仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項でも、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用してはならない。

第4条 業務上の疑義

1. 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。また、その時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
2. 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第5条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。（電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない）

第6条 業務計画

受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を提出し、調査職員に提出をしなければならない。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画

- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他（行政情報流出防止対策、保険加入等）
- ⑫ 調査職員が指示するもの

第7条 打合せ

本業務の打合せは原則5回（中間打合せ3回を含む）とする。必要に応じて中間打合せが増減する際は、別途協議を行う。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- ① 当初打合せ 業務計画書提出時
- ② 中間打合せ 3回
- ③ 最終打合せ 成果品納品時

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しにあたっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受けなければならない。

第9条 資料等の貸与

1. 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
2. 貸与する資料については以下の通り。なお、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
 - ・令和6年度 道路整備計画検討業務委託
3. 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。

第10条 TECRIS の登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員に

メール送信される。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第 1 1 条 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと。

第 1 2 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第 1 3 条 ウィークリースタンスについて

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス」実施要領に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

第 1 4 条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 1 5 条 その他

受託者は、設計図書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務内容

第16条 目的

本業務は、上位計画や社会情勢の動向等を踏まえ、本市の道路整備計画改定に向けた基礎資料作成、検討、提案等を行うことを目的とする。

第17条 計画準備

本基本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画し、技術提案の内容を盛り込んだ業務計画書を作成する。

第18条 交通量推計

1. 現況再現

将来交通量推計モデルの構築にあたっての現況再現を行う。

現況再現は、平成27年度道路交通センサスをベースとし、交通量等との相関に留意し行うこととする。

現況再現方法については、調査職員と協議の上決定するものとする。

2. 将来交通量推計

現況再現を行った交通量推計モデルを基に、将来のBゾーンOD表を用いて本検討に必要な将来交通量推計を行う。

なお、交通量の推計ケースは、25ケースを想定しているが、調査職員と協議の上決定するものとする。

第19条 現道路整備計画の検証

現道路整備計画に位置付けられている改築事業のうち、事業中及び未着手の事業（41事業）を対象に交通混雑やアクセス性等の観点から事業の機能・役割を把握する。整理にあたっては、現道路整備計画の基本方針に沿う形とする。また、機能・役割を基に、定量的な指標を検討した上で、期待される効果の観点から検証するものとする。

第20条 次期道路整備計画の基本方針の検討

第19条の検証結果等を活用し、現道路整備計画に位置付けられている路線の供用による効果及び残存する課題を把握する。また、残存する課題を踏まえ、熊本市の地域・交通の状況・課題、及び目指すべき将来像、その将来像を達成するための基本方針を検討する。検討にあたっては他部署の上位計画を踏まえたものとする。

第21条 成果指標（KPI）の検討

第20条で検討した基本方針を基に、次期道路整備計画の成果指標（KPI）を検討する。検討の際には、過年度業務で収集した他都市の成果指標（KPI）の設定事例を参考とし、別途参

考となる事例も合わせて収集することとする。

第 22 条 交通課題を踏まえた新規事業の立案

第 20 条を踏まえ、残存する課題の要因等を検討した上で、効果的な対策案を立案するものとする。対策の立案にあたっては熊本市で進められている他の上位計画などを勘案し、道路整備による対応以外の対策案も含めて検討するものとする。

第 23 条 次期道路整備計画案の作成

前条までの検討を踏まえ、次期道路整備計画案を作成するものとする。構成案は過年度業務で整理されたものを参考にすること。また、道路整備計画案に位置付けた事業の優先順位を検討する。優先順位の検討は現道路整備計画に準じた 3 段階（短期・中期 A・中期 B）を基に検討する。更に、各段階内の優先順位も検討するものとする。

なお、優先順位を検討する際には、過年度業務で整理したものを基に評価指標を検討して設定すること。

第 24 条 都市交通マスタープランの実行計画に位置付ける実施施策の選定

前条までの検討を踏まえ、今後策定が予定されている熊本都市圏都市交通マスタープランの実行計画（アクションプラン）に位置付ける実施施策の選定を行う。また、選定した実施施策の実施時期についても検討すること。実施施策の選定及び実施時期の検討に当たっては、上位計画や関連計画との整合、次期道路整備計画における位置付け等も勘案すること。

第 25 条 WG 運営補助

各検討内容に対して、他部署との情報共有や進め方の合意形成を目的とした WG での各種資料を作成する。なお、作成する資料は、前条までの検討内容を取りまとめたもの、WG は 3 回程度を想定している。

第 26 条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成するものとする。整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。報告書作成には、成果品概要版の作成を含む。

なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第3章 成果品

第27条 成果品（電子納品）

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
3. 成果品の提出は、電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、紙媒体で1部提出する。
4. 電子成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認したうえで提出すること。
5. 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議すること。

第28条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路計画課とする。